

[研究ノート]

資本参加について

正規の貸借対照表作成の諸原則

—E.Weber の所説を中心として—

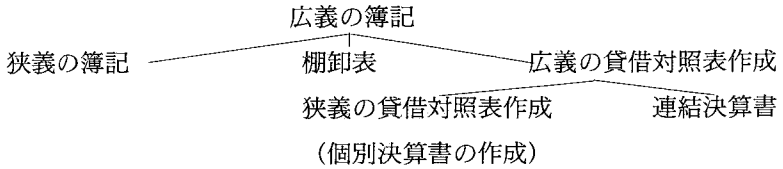
本 田 良 巳

I. は じ め に

本稿はE.Weber, Grundsätze ordnungsmäßiger Bilanzierung für Beteiligungen, 1979, Düsseldorfを取上げている。本書は、周知のように、1970年代、シュマーレンバッハ協会より公刊されたモノグラフの一つである。ここで資本参加(Beteiligungen)とは短期保有の株式でもなく、子会社株式でもない、いわば投資勘定、関連会社株式といったところである。実際、かかる株式も少なくなく、その会計処理の明瞭化が要請されている。

また、E.Weber が正規の簿記の諸原則でなく、正規の貸借対照表作成の諸原則という点に奇異に感ぜられるかもしれない。しかし、このことはE.Weberに限ったことではない。E.Schmalenbach も正規の貸借対照表作成の諸原則という用語を用いており⁽¹⁾、1930年代、シュマーレンバッハ協会より公刊されたモノグラフにおいても⁽²⁾、1970年代、同協会より公刊されたモノグラフにおいても⁽³⁾、やはり、正規の貸借対照表作成の諸原則という用語を用いている。正規の簿記の諸原則と正規の貸借対照表作成の諸原則との関連について、A. Steinbach は以下の「図1」のように説明している⁽⁴⁾。本稿でいう正規の貸借対照表作成の諸原則は「図1」における狭義の貸借対照表作成の諸原則を示している。

図1 広義の簿記の概念



最後に、本稿の議論の進め方について説明する。まず、第二章において、資本参加の概念と表示について説明し、次いで、第三章において、資本参加の借方記入能力、借方記入時点、および、参加会社の業績を資本参加に反映させる持分法適用の可否等について検討する。第四章において、不均等原則の適用により、参加取引から生じる消極的な成果貢献の見積もりについて説明し、最後に第五章において全体を要約し、結びに代えることにする。

なお、ドイツでは1985年、商法が改正されているが、E.Weber の書物が公開された1979年当時、1965年株式法、1978年 EC 第四指令が効力を有していた点に注意しなければならない。

II. 資本参加の概念と表示

資本参加のもとで何が開示されなければならないか、どのような要件をもって資本参加は計上されなければならないか等の問題は必ずしも十分に明らかにされていない。それらの問題への解答は以下で述べるようにさまざまである。かかる状況を解消するため、E.Weber は資本参加概念をまず経営経済学上の資本参加概念と貸借対照表上の資本参加概念とに分類し、検討している。

経営経済学上の資本参加概念の第一の指標は他企業への資本委託であり、第二の指標は資本委託の種類、方法である⁽⁵⁾。そこで、他企業への資本委託の二つの形態、資本参加の調達と貸付の調達とを識別し、資本委託が次の要件を満たすとき、資本参加について述べることができるとしている⁽⁶⁾。

- ①積極的、消極的な期間成果のチャンス、リスクが按分的に結びつけられる。
- ②営業政策への影響の権利が根拠づけられる。

③可能な残余利得(Residualerlös)への請求が生じる。

経営経済学上の資本参加概念に対して、貸借対照表上の資本参加概念の主張は次の四つにグループ化することができる⁽⁷⁾。

(1)資本参加の意図と永続性を資本参加の決定的な要件とみなす。

(2)資本参加概念の明瞭化の場合、貸借対照表作成者の主観的な評量（たとえば、資本参加の意図、長期的な投資…）を強調する。

(3)永続性ととも、効果的な影響への可能性において資本参加の決定的な要件を考える。

(4)貸借対照表上の資本参加概念について特別の要件を必要なものとみなさない。

(1)～(4)のグループ化を通して、貸借対照表上の資本参加概念の要件は永続性、資本参加の意図にほぼ集約することができる。しかし、E.Weberは「資本参加の意図のような、だいたいにおいて把握しうるメルクマールでなく、永続性について明らかに推論することが述べられなければならない⁽⁸⁾」と永続性の要件の重要性を指摘している。

このように、E.Weberは経営経済学上の資本参加概念と貸借対照表上の資本参加概念とを検討したあと、両者の結論をもって資本参加概念の要件を確定している。すなわち、「資本参加の決定的なメルクマールとして、一方において貸借対照表作成を行う企業が他企業に資本を利用する種類、方法、他方において他企業においてそのようにして得られた資本持分が貸借対照表作成を行う企業の資産に残っている永続性が明らかになる⁽⁹⁾」。さらに、E.Weberは二つのメルクマールの精緻化を試みている。

資本参加概念の第一のメルクマールは貸付金、債権等に比較して資本委託の特殊形態を浮彫りにすることができる。たとえば、資本参加を貸付金に比較すれば、「貸付金のような資本委託の他の形態と異なって参加会社の意思形成への参加の権利は資本参加と結びつけられる」。⁽¹⁰⁾ また、資本参加を債権に比較すれば、「あらゆるメルクマールの評価の場合、とくに、名目額での返済請求、欠ける責任、会社の意思形成からの排除等の評価の場合、それらは債権に帰せられなければならない⁽¹¹⁾」。したがって、資本参加は貸付金、債権と比

較し、資本委託の特殊形態，①利益参加，②営業政策への影響，③残余財産への請求権を浮彫りにすることができるのである。

次に、資本参加概念の第二のメルクマールとして永続性をあげることができる。資本参加の永続性についてさらに二つの点において精緻化することができる⁽¹²⁾。

- 1) 永続性と結びつけられた固定資産への帰属のために、資産項目の基本的な能力、すなわち、売却の可能性とともに、何らかの方法で営業経営に役立つことが必要である。
- 2) 増加の場合、永続性について実際の期間でなく、企業における資本参加への期待される、意図的な、将来の期間が重要である。

次に、資本参加の表示問題について検討していくことにする。証券化された持分権(verbrieftes Anteilsrecht)は流動資産において表示されるか、固定資産において表示されなければならないか。かかる問題への決定的な基準として、上述した永続性のメルクマールが重要な役割を果たしている。すなわち、証券化された持分権のうち、短期的に売却の意図あるものは流動資産に表示されなければならない。ここで、短期的な売却可能性について機能的な市場、規則的な市場が存在しなければならず、偶発性によって影響された、受入態勢の整っている(aufnahmebereit)市場は理解されない⁽¹³⁾。さらに、短期的な売却可能性について重要なメルクマールは持分所有の絶対的、相対的な金額において考えなければならない⁽¹⁴⁾。

次に、固定資産において資本参加はどのように表示されなければならないかについて考えていくことにする。E.Weber は資本参加を含めた財務固定資産の構造を「図2」のように示している⁽¹⁵⁾。

「図2」において、とくに資本参加有価証券の表示が問題になる。というのは資本参加有価証券は一方において資本参加の性格を有し、他方において有価証券の性格を有するからである。E.Weber は株式法の規定[資料1,2参照]にしたがった資本参加有価証券の表示について、三つの可能性を示している⁽¹⁶⁾。

図2 財務固定資産の構造

資 本 参 加		債 権		
証券化されない 資本参加	証券化された 資本参加		証券化された 債権	証券化されない 債権
	資本参加有価 証券	その他の有価 証券	債権有価証券	

固定資産たる有価証券

- ①資本参加有価証券は固定資産たる有価証券において表示する。
- ②資本参加有価証券は資本参加か、固定資産たる有価証券のいずれかにおいて表示する。
- ③資本参加有価証券は資本参加において表示する。

①は資本参加有価証券を債権有価証券、その他の有価証券とともに固定資産たる有価証券において表示するものであり、有価証券という共通のメルクマールを有している。しかし、「貸借対照表のもとで僅かに共通して有する資産項目の要約は貸借対照表の明瞭性と開示力の侵害とみなされなければならない」。(17)また、②は資本参加有価証券を資本参加か、固定資産たる有価証券のいずれかに表示しようとするものであるが、資本参加における表示と固定資産たる有価証券における表示との分類基準が必ずしも明らかにされていない。最後に、③は資本参加有価証券を資本参加において表示し、債権有価証券、その他の有価証券を固定資産たる有価証券において表示しようとするものである。これによって、「資本参加」項目は貸借対照表読者に他企業への長期的な資本参加について十分な概観を与えることができる。「この解決可能性によってのみ、できるかぎり明瞭な、開示力ある年度決算書への要求は満たされるのである(18)」。

さて、1978年、EC加盟各国の国内化をめざして、EC第四指令が公布されている[資料5,6参照]。そこで、第四指令における資本参加の概念と表示をみていくことにする。第四指令第17条において資本参加について定義し、資本参加は他企業における持分であり、企業との永続的な結合を作り出すことによって、自己の営業経営に役立つことが規定されている。かかる第四指令の資本参

加の定義は本章で得られた定義に一致するものである。また、他企業の資本における持分が20%を上回るとき、いわゆる”資本参加の推定”が見い出される。かかる比率を上回るとき、永続的な結合を作り出すことによって、自己の営業経営に役立つものと考えられる。第四指令第9条においては貸借対照表の様式を定め、資本参加の表示について定めている。すなわち、一方において長期的に保持されるすべての資本参加有価証券は項目CIII 1 “結合企業における持分”か、CIII 3 “資本的参加関係”に表示され、他方において長期的な債権有価証券と有価証券の特殊形態は”固定資産たる有価証券”に表示される。かかる表示規定によって、明瞭な、概観的な年度決算書への第四指令の要求は最もよく満たされるのである。

III. 資本参加の増加・減少

資本参加はどのような要件を有するときに資産として計上でき、また、それはどの時点に行われるかについて考えていくことにする。したがって、資本参加の借方記入能力、借方記入時点についてははじめに検討していくことにする。

まず、資本参加の借方記入能力について、E.WeberはU.Leffsonの論文を引用しながら、次のように述べている。「対象について支出が行われ、利用が企業について報告期間を超えているかぎり、対象は借方記入能力がある。支出と将来の用役提供(Nutzenabgabe)という二つの基準は資本参加について満たされる。支出の基準は直接、資本参加の本質、すなわち、他企業への資本委託から明らかになる。他の理由と同様、決算日前に実際の支払いが行われているか、どうかは借方記入について問題にならない⁽¹⁹⁾」。ここで、支出が決算日前に行われているか、否かは問題にならず、支出の義務が発生しておれば、要件の一つを満たすことになる。また、将来の用役提供は恩典(Vergütung)、通常、参加企業の利益、清算売上高において具体化する⁽²⁰⁾。したがって、支出と将来の用役提供という二つの要件を満たすことにより、資本参加は借方記入能力を

有するのである。

次に、資本参加の借方記入時点について考えていくことにする。E.Weber はかかる問題を(1)参加会社(Beteiligungsgesellschaft)の設立時、株式の取得、(2)参加会社の設立後、株式の取得、(3)参加会社の設立後、株式の再取得に分けて検討している⁽²¹⁾。まず、(1)の場合、資本参加の借方記入時点として会社契約の締結時点が考えられる。すなわち、「会社契約の締結によって、払込み給付について会社に対する社員の義務が同時に生じる。この義務は上位会社(Obergesellschaft)の貸借対照表に強制的に計上されなければならない⁽²²⁾」。また、(2)の場合、資本参加の借方記入時点(1)と同様に考えることができる。すなわち、「支配的な見解によれば、会社の地位は全体としてあらゆる社員の同意によって、あるいは、会社契約における承諾の場合に移転される⁽²³⁾」。この時点は貸借対照表作成者の資産への帰属の開始と考えなければならない。最後に、(3)の場合、商業登記簿(Handelsregister)記載時点を資本参加の借方記入時点と考えることができる。すなわち、「新株は署名、割当ての時点ではなく、商業登記簿における増資の記載時点到貸借対照表記入されなければならない⁽²⁴⁾」。新株は株式権が生じる、増資の記載時点到、上位会社の貸借対照表に名目額プラス追加金(Aufgeld)の金額で、参加会社に対する払込み債務の同時的な貸方記入のもとで、資本参加項目のもとで開示されなければならない⁽²⁵⁾。

ところで、ドイツにおいても商法会計において原価—実現原則が遵守されている。したがって、資本参加も原則として取得原価で評価しつづけなければならない。しかし、EC 第四指令において、資本参加について持分法の選択的な適用を認めている [資料 8 参照]。また、諸外国においても、個別決算書における持分法の適用は認められている⁽²⁶⁾。したがって、以下、数値例を用いながら、持分法の意義を述べるとともに、持分法導入の是非を検討していくことにする。なお、本稿では持分法の導入を上位会社の個別決算書に制限して考えている。

まず、持分法によれば、資本参加の貸借対照表計上は次の計算によって決定される⁽²⁷⁾。

- (1) 最終的な貸借対照表決算日の取得原価，帳簿価値
- (2) + 按分的な，積極的な期間成果
- (3) - 按分的な，消極的な期間成果
- (4) - 上位会社における利益分配
- (5) - 計画外の減価償却
- (6) + 償却理由ののちの欠落の場合，増価記入
- (7) = 貸借対照表決算日の貸借対照表計上

この計算式は数値例で明らかにされる⁽²⁸⁾。この例ではA社は1974年12月1日、100GEの価格でB社について60%の持分を取得している。B社の年度決算書は1974年および以下の年度において、次の数値を示している。

表 1 開始資料

B社の年度決算書	31.12.74	31.12.75	31.12.76	31.12.77
年度余剰ならびに年度不足額	2 5	- 1 0	2 0	1 5
60%(A社の資本参加量)	1 5	- 6	1 2	9
貸借対照表利益 (分配されるべき配当金)	2 0	-	5	1 0
配当金の60%(Aに属する)	1 2	-	3	6

表 2 A社の貸借対照表においてB社への資本参加の貸借対照表計上

A社の年度決算書	31.12.74	31.12.75	31.12.76	31.12.77
期首における資本参加の取得原価・帳簿価値	1 0 0	1 1 5	9 7	1 0 9
+按分的な年度余剰	1 5	-	1 2	9
-按分的な年度不足額	-	- 6	-	-
-受取った配当金	-	- 1 2	-	- 3
=貸借対照表計上	1 1 5	9 7	1 0 9	1 1 5

「表3」，「表4」において，前の数値例について，貸借対照表作成の方法にしたがって異なる貸借対照表計上と参加収益が対照されている。

資本参加について正規の貸借対照表作成の諸原則

表3 異なる貸借対照表作成方法の場合、資本参加の貸借対照表計上

貸借対照表作成方法 貸借対照表日	持 分 法	伝統的な方法
31. 12. 74	115	100
31. 12. 75	97	100
31. 12. 76	109	100
31. 12. 77	115	100

貸借対照表作成方法 資本参加の成果	持 分 法	伝統的な方法
1974	15	—
1975	—6	12
1976	12	—
1977	9	3

以上、簡単な数値例を用いながら、持分法の意義について説明してきた。そこで、伝統的な貸借対照表作成方法に対比して、上位会社の年度決算書の開示力の改善が持分法の長所として示される。この改善はとりわけ、次の三点において考えなければならない⁽²⁹⁾。

- ① 実際の分配額への資本参加収益の表示の制限は参加会社の収益状況を十分に反映していない。貸借対照表読者が参加会社の経済的な状況について映像 (Bild) をなそうとするなら、すべての期間成果の認識が必要である。
- ② 伝統的な貸借対照表作成方法の場合、資本参加の分配額、その時間的な決定は貸借対照表政策的な措置のために利用される。それに対して、持分法の場合、参加会社の公示準備金の変化は同一の金額で上位会社の貸借対照表に定着している。
- ③ 実際に流入する時点における資本参加収益の把握は子会社の利益稼得と上位会社の収益受取りの間の時間的な延期を生じる。参加会社の期間成果は数年後、はじめて上位会社の貸借対照表に作用し、参加会社の経済的な状況の概観をさらに困難にする。

持分法の適用によって、年度決算書の開示力は伝統的な貸借対照表作成方法に比べて高まる、という賛成論に対して、次の二つの点から反対論が唱えられる。

- ① 実現原則の立場から反対論が唱えられる。持分法は参加会社の損益を上位会社の資本参加勘定に反映させるものである。たとえば、参加会社において利益が稼得されれば、持分比率に応じて資本参加勘定を増価させるものである。しかし、実現原則を適用すれば、参加会社における利益稼得でなく、利益処分によって、上位会社が利益請求権を獲得したとき、はじめて、上位会社において収益は実現したものとするのである⁽³⁰⁾。
- ② 開示力の点からも反対論が唱えられる。持分法を適用すれば、伝統的な貸借対照表作成方法に比べて開示力は高まるが、それは限界を有している。持分法による資本参加貸借対照表記入のそれよりも、附属説明書における資本参加の開示力の方が範囲、詳細度において著しく上回っている⁽³¹⁾。[資料3, 4, 7参照]

持分法を適用すれば、伝統的な貸借対照表作成方法に比べて貸借対照表の開示力を高めることができる。しかし、制度会計固有の実現原則に違反すること、また、貸借対照表よりも附属説明書の方が範囲、詳細度において開示力を高めることができることから、貸借対照表への持分法の導入は否定されている。

上述したように資本参加の増加、増価に対して、資本参加の減少、減価について考えていくことにする。E.Weber は増加と同様、資本参加の減少についても三つのケースを考えている。すなわち、(1)持分の売却、(2)参加会社の解散、(3)社員としての退社の場合である⁽³²⁾。

まず、(1)の場合、持分の売却は上位会社の貸借対照表に減少として把握されなければならない。持分の取得の場合、増加時点に展開された原則が類似の方法で減少時点の確定に妥当する。次に、(2)の場合、人的会社の解散(Beendigung)は清算によって行われる。上位会社に割当てられる最終分配(Schlussverteilung)と資本参加の帳簿価値との差額は固定資産の減少からの収益・損失として開示

されなければならない。人的会社とは異なって、株式会社の完了は強制的に定められている。全部解散は最後に行われる完了取引によって生じる。通常、それは会社資産の分離(Auflösung)と株主への配当である。最後に、(3)の場合、人的会社における社員の退社(Austritt)は商法第138条において定められている⁽³³⁾。貸借対照表作成にとって、とくに社員による解約告知(Kündigung)が重要である。決済金(Abfindungsguthaben)への債権は取得原価によって計上されなければならない⁽³⁴⁾。参加会社の退社から明らかになる積極的な成果貢献は退社期間でなく、決済請求の確定する期間にはじめて生じるのである。

資本参加の減価は準備金の取崩しと損失の発生の中の二つのケースにおいて考えられる。まず、持分の取得後、公示の、秘密の準備金が取崩され、上位会社に分配されるなら、利益分配が問題になるのではなく、資本参加の取得原価が部分的に減じられるような資本の返済が問題になる。この場合、隠された資本の返済(verdeckte Kapitalrückzahlung)によって生じる資本参加の価値減少は償却により考慮されなければならない⁽³⁵⁾。また、消極的な期間成果に関わる資本参加の認識しうる価値損失も上位会社の貸借対照表において償却により考慮されなければならない⁽³⁶⁾。

IV. 資本参加の評価

制度会計においては原価－実現原則を採用している。すなわち、資産一般に取得原価を算定し、これを原価配分の基礎としている。しかし、そのような場合においても、期末時における資産の評価に下方的修正を認めている。低価法、評価減の適用がこれである。E.Weber はこれに関して次のように述べている。

「価格づけ(Bepreisung)によって、資本参加には明確な、検証可能な、収支的な取得原価原則に一致する貨幣量が帰属せられる。これに関連して、持分権の増加時点、ならびに、のちの貸借対照表作成時点で価格づけによって得られた量が年度決算書の設定目的に関連して正しいものか、どうか、それが修正されるか、どうかを検討されなければならない。この過程をわれわれは評価

(Bewertung)と呼んでいる⁽³⁷⁾」。

本章では資本参加の評価、とくに下方的修正について考えている。ところで、E.Weberによれば、資本参加の評価は他の資産項目（とくに、貯蔵品）のそれに比べて、次のような特殊性を有している。

- ① 資本参加の場合、調達過程、生産過程、販売過程の取引が問題になるのではなく、これに関連する財務調達取引が問題になるのではない。むしろ、上位会社は投資された資本を利益支払い、販売売上げ、清算売上げ等の形態で受取るという意図をもって他企業に資本参加する。資本参加はそのような長期的な取引である⁽³⁸⁾。
- ② 資本参加の概念は二義的である。資本参加のもとで、一方において貸借対照表に開示される資産項目が理解され、他方においてこの資産項目の取得によって開始される取引が理解される。不均等原則によって行われるように、資産項目と開始された取引との識別は資本参加の場合、直接、適用可能でない。資産項目と開始された取引は二つの異なる要件ではなく、資本参加を静的に資産項目と理解するか、動的に過程と理解するかに応じて、同じ要件の異なる見解である⁽³⁹⁾。
- ③ 機械や他の実物設備の場合、通常、資産項目と個々の取引との間に解決しえない帰属問題が存在するのに対して、資本参加の場合、この困難を有さない。資本参加と、それに結びつけられた取引は明確に確定される⁽⁴⁰⁾。

資本参加の下方的修正を行ううえで、評価の基礎となる価値概念について次に考えていくことにする。文献ではこれまで清算価値、貸借対照表価値、収益価値等の価値概念が提案されている。以下、それら価値概念の妥当性について検討していくことにする。

(1) 清算価値

資本参加の清算価値のもとで、参加会社の資産項目の個々の販売価格の総計が理解されなければならない。上位会社にとって清算価値は清算の場合に参加取引に帰属する収入を表わしている。しかし、計画され、期待される清算とい

う仮定を欠き、清算価値が利用されないなら、仮構的な清算価値も他の価値計上の修正に適さない⁽⁴¹⁾。

(2) 貸借対照表価値

資本参加の貸借対照表価値のもとで、貸借対照表上の按分的な自己資本が理解される。そのかぎりにおいて、貸借対照表価値による評価と持分法との間に一定のパラレルが明らかになる。しかし、参加取引から生じる消極的な成果貢献と自己資本の減少との間に一定の傾向的な関連は存在するが、同一視は認められない。消極的な成果貢献の決定はすべての参加取引の全般的な考察と長期的に見通し得る期間から出発するのに対して、自己資本の減少の把握は一期間内での部分的な考察を表わしている⁽⁴²⁾。

(3) 収益価値

資本参加の収益価値による評価の場合、参加取引から積極的な成果貢献が期待される場合も先取り項目が設定されることになる。次の例が示すように、そのような先取りは二つの、完全な情報の仮定のもとで行われる⁽⁴³⁾。

図3 収益価値を利用した資本参加の評価の場合、貸借対照表計上の展開（ケース1）

	T 0	T 1	T 2	T 3	T 4	T 5	T 6
資本参加取引の収入・支出	-1000	100	100	100	100	100	1000
資本参加の収益価値	944	938	932	924	917	909	
継続的な期間の設定されるべき先取り項目	56	6	6	8	7	8	
先取り項目の修正	-	-	-	-	-	-	-

先取り項目は資本参加の調達原価・帳簿価値と収益価値との差額から決定される。

図4 収益価値を利用した資本参加の評価の場合、貸借対照表計上の展開（ケース2）

	T 0	T 1	T 2	T 3	T 4	T 5	T 6
資本参加取引の収入・支出	-1000	300	200	-	-	-	1000
資本参加の収益価値	1002	803	683	751	826	909	-
継続的な期間の設定されるべき先取り項目	-	197	120	-	-	-	-
先取り項目の修正	-	-	-	68	75	83	-

先取り項目は資本参加の調達原価・帳簿価値と収益価値との差額から決定される。

したがって、収益価値による評価の場合、消極的な成果貢献が期待されない場合も先取り項目の設定が問題になるのである。

文献で専ら提案されている清算価値、貸借対照表価値、収益価値についてその妥当性を検討した結果、いずれも妥当性を有していないことが明らかになった。その結果、E.Weber は消極的な成果貢献の先取り計算に販売売上金の適用を提案している。すなわち、「資本参加は短期的に販売されず、直接、資本参加の評価に適用しえないかぎり、販売売上金としての相場価値が重要である。それは参加会社からの潜在的な収入として、可能な、消極的な成果貢献の決定の計算に含められるからである⁽⁴⁴⁾」。

資本参加の評価はそれが関わる、すべての期間に及ぶ。評価にとって、期間帰属の問題は生じない。したがって、収益、費用でなく、参加取引の収入・支出に狙いをおくことが合目的である。次に、参加取引から生じる収入・支出について説明していくことにする。

(1) 参加会社からの収入

①継続的な収入

参加会社からの継続的な収入には利益分配もしくは利益引出しが属している。継続的な収入にはさらに資本の返還、上位会社への参加会社の類似の支払い、引受権の販売からの売上金も属している。参加会社の蓄積され

た利益は評価計算に含められず、のちの利益分配あるいは販売売上金、清算売上金の増加として処理される⁽⁴⁵⁾。

②他の、貨幣価値的な利用量

上位会社は参加会社からとくに有利な給付調達を得ることがある。上位会社が参加会社から原材料をひきうけ、それについて支払われた代償が調達市場に通常の価格以下にあるとき等である。将来のすべての原材料の調達の場合、節約される支出は参加取引からの準収入(Quasi-Einnahmen)として資本参加の評価に含められなければならない⁽⁴⁶⁾。

③販売売上金と清算売上金

参加関係の終了時点で生じる収入であり、販売の場合、販売売上金、清算の場合、清算売上金である。評価にとってこれら金額の重要性はとくに評価時点と参加関係の計画され、期待される終了との間でどれだけの間があるかということに依存している⁽⁴⁷⁾。

(2) 参加取引への支出

将来の増資のための代償、参加会社への上位会社の将来の補助金、追納金、将来の期間における上位会社の契約上の損失引受け等が属している。さらに、参加会社の持分の追加取得のために第三者に支払われる支出もここに属している。税の支払いは成果貢献について中立的に取扱われなく、参加取引の支出として評価の計算に含められる⁽⁴⁸⁾。

個々の参加取引の収入と支出との全般的な対照において消極的な成果貢献が生じる、あらゆる参加会社について、収入と支出との精密な対照が行われなければならない。収入と支出との全般的な対照では一面的な量が考慮されているのに対して、精密な対照では代替的な与件状況から出発する⁽⁴⁹⁾。個々の与件状況について金額が決定し、成果貢献が見積もられる。次の図はそのような計算についての例を示している⁽⁵⁰⁾。

図5 代替的な与件状況についての資本参加取引から将来の成果貢献についての計算例

与件状況 DK _i 評価計算の見積もられた量	DK 1	DK 2	DK 3	DK 4	DK 5
1. 期間 to-t1の継続的な収入の総計(+)	30	35	25	35	25
2. 期間 to-t1の貨幣価値的な利用の総計(+)	20	20	20	20	15
3. t _n における販売売上金(+)	55	45	50	35	35
4. 期間 to-t1の継続的な支出の総計(-)	—	—	—	5	10
5. 資本参加のその時の帳簿価値(-)	100	100	100	100	100
6. 資本参加取引の成果貢献(=)	+ 5	—	- 5	-15	-35

個々の与件状況について、発生確率は以下の通りである。

与件状況 DK _i	DK 1	DK 2	DK 3	DK 4	DK 5
発生確率 W(DK _i)	0.1	0.15	0.35	0.25	0.15
与件状況 i の成果貢献	5	—	-5	-15	-35

個々の与件状況において見積もられた成果貢献について一点でなく、区間で不確実性を精緻化することができる。たとえば、与件状況3の場合、消極的な成果貢献は90%の確率をもって3.6GEと6.4GEの間で期待されなければならない⁽⁵¹⁾。しかし、そのような決定によって、実際に存在しない正確度が装われる。通常、個々の与件状況について区間でなく、一点の見積値が示されるとき、十分なものとみなされる。正当性の原則から最も可能な値が決定される。それはこの値によって最も適切な概観が認められるからである。われわれの例では5GEの金額(すなわち、DK3)で先取り項目が設定されなければならない⁽⁵²⁾。

V. お わ り に

E.Weber の文献にしたがって資本参加の問題を考えてきた。まず、資本参加の概念と表示を問い、次に、個別決算書における持分法適用を考え、最後に、資本参加の評価—消極的な成果貢献の見積もりについて検討している。資本参加の概念と表示、持分法適用について E.Weber の結論は EC 第四指令に符合するものであり、ひいては1985年西ドイツ商法に符合するものである。また、資本参加の評価—消極的な成果貢献の見積もりについて理論的というより、き

わめて現実的な解決のされ方であるように思われる。本稿で議論してきたことを最後にまとめておくことにする。

- (1) 資本参加の要件は、一方において他企業への資本委託の種類、方法、他方において資本参加の永続性から明らかになる。次に、証券化された持分権は永続性を基準に流動資産か、固定資産に表示される。また、資本参加有価証券は固定資産たる有価証券でなく、資本参加に表示することにより、年度決算書の開示力を高めることができる。
- (2) 持分法は各国の個別決算書において適用されており、ドイツにおいても持分法導入の是非が議論されている。持分法を適用すれば、原価－実現原則を遵守する伝統的な貸借対照表作成方法に比べて、年度決算書の開示力を高めるという賛成論が主張される。しかし、持分法の適用は実現原則に違反し、また、持分法を貸借対照表より、附属説明書に適用する方が開示力を高めるという反対論も主張される。その結果、E.Weber は持分法の適用の結果を附属説明書に示すことを提案している。
- (3) 期末に資本参加勘定を評価しなければならないが、代替的な価値概念として清算価値、貸借対照表価値、収益価値でなく、販売売上金を用いる。参加取引から（販売売上金を含めた）参加収入と参加支出とを対照し、消極的な成果貢献が予測されるならば、評価替しなければならない。その際、消極的な成果貢献は代替的な与件状況のうち、最も確率の高い値（図5,DK3）をもって見積もらなければならない。

最初に述べたように、E.Weber の文献は1970年代、公刊されたシュマーレンバッハ協会のモノグラフの一つである。したがって、E.Weber も最初に U. Leffson に依拠しながら GoB の議論を行い、資本参加問題の始発原理としている⁽⁵³⁾。資本参加の概念と表示、持分法の適用、資本参加の評価と E.Weber の議論が移るなかで、E.Weber の課題は年度決算書の開示力をいかに高めるか、いかにして年度決算書に適切な概観を与えるかにある。そして、そこで見い出される解決は制度的（具体的には、EC 第四指令）なものであり、また、（規定を欠くところでは）現実的な方法が採用されるのである。

(注)

- (1) E.Schmalenbach, Grundsätze ordnungsmäßiger Bilanzierung, Zeitschrift für handelswissenschaftliche Forschung, 1933, S.225 – S.233.
- (2) K.Hast, Grundsätze ordnungsmäßiger Bilanzierung für Anlagegegenstände, (1. Auflage, 1934, 2. Auflage, 1935) , Leipzig.
A.Krause, Grundsätze ordnungsmäßiger Bilanzierung für Pensionsverpflichtungen, 1935, Leipzig.
E.Streit, Grundsätze ordnungsmäßiger Bilanzierung für Rückstellungen, (1. Auflage, 1934, 2. Auflage, 1936) , Leipzig.
K.Welland, Grundsätze ordnungsmäßiger Bilanzierung für Wechsel, Schecks und Akzente (einschl. Valuten) , 1936, Leipzig.
N.Dietzen, Grundsätze ordnungsmäßiger Bilanzierung für stille Reserven, 1937, Leipzig.
H.K.Vellguth, Grundsätze ordnungsmäßiger Bilanzierung für schwebende Geschäfte, 1938, Köln.
- (3) K-H.Husemann, Grundsätze ordnungsmäßiger Bilanzierung für Anlagegegenstände, (1. Auflage, 1970, 2. Auflage, 1976) , Düsseldorf.
U.Huttemann, Grundsätze ordnungsmäßiger Bilanzierung für Verbindlichkeiten, (1. Auflage, 1970, 2. Auflage, 1976) , Düsseldorf.
W.Schäfer, Grundsätze ordnungsmäßiger Bilanzierung für Forderungen, (1. Auflage, 1971, 2. Auflage, 1977) , Düsseldorf.
H.Friederich, Grundsätze ordnungsmäßiger Bilanzierung für schwebende Geschäfte, (1. Auflage, 1975, 2. Auflage, 1976) , Düsseldorf.
G.Eifler, Grundsätze ordnungsmäßiger Bilanzierung für Rückstellungen, 1976, Düsseldorf.
F.Füllung, Grundsätze ordnungsmäßiger Bilanzierung für Vorräte, 1976, Düsseldorf.
E.Weber, Grundsätze ordnungsmäßiger Bilanzierung für Beteiligungen, 1979, Düsseldorf.
- (4) A.Steinbach, Grundsätze ordnungsmäßiger Bilanzierung für Konzernrechnungslegung, 1976, Köln, S. 11.
- (5) E.Weber, a.a. O., S. 9.
- (6) E.Weber, a.a. O., S. 10.
また, E.Weber と類似の見解は下記の文献においてもみられる。
E.Schmalenbach, Die Beteiligungsfinanzierung, neunte, verbesserte Auflage, bearbeitet

von R.Bauer,Köln/Opladen,1966,S.16.

W.Busse von Colbe,Art.Beteiligungen,in:Handwörterbuch der Betriebswirtschaft,vierte,völlig neu gestaltete Aufl.,hrsg.von E.Grochla und W.Wittmann,Stuttgart,1974,Sp.531.

(7) (1)~(4)の代表的な提唱者とその文献は下記の通りである。

(1) Adler/Düring/Schmaltz,Rechnungslegung und Prüfung der Aktiengesellschaft,4.Aufl.,völlig neu bearbeitet von K.Schmaltz,K-H.Forster,R.Goerdeler,H.Havermann,Band 1,Rechnungslegung,Stuttgart,1968,S.291.

(2) D.Kollhofer,Beteiligungen im Jahresabschluß von Kreditinstituten in:Die Bank,1977,Heft 9,S.14.

(3) O.Mutze,Zur Bilanzierung und Bewertung von Beteiligungen an Kapitalgesellschaften,in:Die Aktiengesellschaft,1977,S.8.

(4) J.Saur,W.Althaus,Bilanzierung von Beteiligungen an Personengesellschaften,in:Die Wirtschaftsprüfung,1971,S.1.

(8) E.Weber,a.a.0.S.27.

(9) E.Weber,a.a.0.S.16.

(10) E.Weber,a.a.0.S.17.

(11) E.Weber,a.a.0.S.18-S.19.

(12) E.Weber,a.a.0.S.25-S.26.

(13) E.Weber,a.a.0.S.29.

(14) 1931年株式法 第261条 a のIIIにおいて、次のように定めている。

III 資本参加を目的とする有価証券を含む資本参加。他会社の株式でその券面額が当該会社の資本金の4分の1に達するもの、ならびに鉱業組合の持分でその数の合計が当該鉱業組合持分の4分の1に達するもの、疑わしいときは資本参加とする。

この規定は”流動資産たる有価証券”項目と”資本参加”項目の限定規定、したがって、証券化された持分について永続性のメルクマールの具体的な規定を表わしている。

E.Weber,a.a.0.S.30.

(15) E.Weber,a.a.0.S.36.

(16) E.Weber,a.a.0.S.38.

(17) E.Weber,a.a.0.S.39.

(18) E.Weber,a.a.0.S.42.

(19) U.Leffson,Die Darstellung von Leasingsverträgen im Jahresabschluß (II),in:Der Betrieb,1976,S.686.

- (20) E.Weber,a.a. 0, S. 60.
(21) E.Weber,a.a. 0, S. 66—S. 85.
(22) E.Weber,a.a. 0, S. 69.
(23) E.Weber,a.a. 0, S. 70.
(24) 借方記入時点としての署名、割当てに対して、以下の反対理由が述べられる。

- ①署名者は署名、割当てによって、社員たる権利を得ない。
②署名に基づいて署名者にとっての処分権も明らかにならない。
③署名者は署名によって会社に責任ある資本を利用しない。
④署名の時点に、増資の実施は不確実である。

E.Weber,a.a. 0, S. 82.

- (25) E.Weber,a.a. 0, S. 83.
(26) 「この貸借対照表作成方法（持分法—筆者注）はアメリカ、カナダにおける一定の資本参加の表示に用いられている。ヨーロッパにおいても、ネーデルランド、デンマークにおいて持分法は認められている。持分法導入の努力はオーストラリアにおいてみい出される」。

E.Weber,a.a. 0, S. 88.

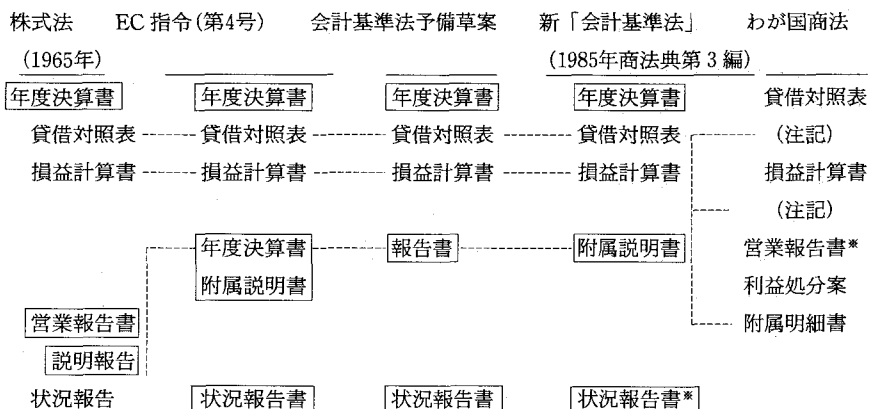
- (27) E.Weber,a.a. 0, S. 90.
(28) E.Weber,a.a. 0, S. 90—S. 92.
(29) E.Weber,a.a. 0, S. 93—S. 94.
(30) E.Weber,a.a. 0, S. 105—S. 106.
(31) 持分法によって貸借対照表読者に伝達されるものに、附属説明書の情報を対照させるなら、次のことが明らかになる。

- ①附属説明書における報告から最終の営業年度の資本参加のすべての稼得された期間成果ならびに計算上、上位会社に生じる持分を引き出す。それに対して、持分法によって、資本参加のすべての期間成果でなく、按分的な期間成果が明らかになる。
②持分法は参加会社によって稼得される、すべての積極的、消極的な、按分的な期間成果の総計を全般的に示すのに対して、附属説明書における報告はすべての期間成果、按分的な期間成果を伝達し、資本参加の収益状況の異なった判断を可能にする。
③参加会社の場合、二つの、連続せる年度決算書の関係づけのもとで自己資本持分の比較によって、最終の営業年度において公示準備金の変更を決定する。それに対して、持分法はそのように詳細な概観を伝達しない。

E.Weber,a.a. 0, S. 119—S. 120.

なお、西ドイツの年度決算書の体系とわが国の計算書類の体系とを比較すれば、次の通りになる。

資本参加について正規の貸借対照表作成の諸原則



※西ドイツ商法の規定する「状況報告書」は、わが国商法の規定する「営業報告書」に相当するものである。武田隆二稿、「財務情報画定基準とメディア機能」, 企業会計第39巻第12号, 昭和62年12月, 17ページ参照。

(32) E.Weber,a.a.0.,S.154-S.161.

(33) 商法第138条(社員の欠員の場合,会社の存続)において,次のように定められている。
「社員が解約告知するか,死亡するとき,あるいは,その資産について破産が開始されるとき,会社は他の社員のもとで存続すべきであると定款において定められているなら,そのような規定を欠くために会社が解散される時点とともに,事象を生じる社員は会社から除かれる」。

(34) 「見積もられた決済金の金額で債権を計上すると考えることができる。決済金の見積もられた金額が資本参加の帳簿価値を超えるかぎり,積極的な成果貢献は実現したものと同様に扱われる。しかし,見積もられた価値に基づくそのような事前の実現は実現原則,とくに,この原則に内在する客観性と一致しないように思われる」。

E.Weber,a.a.0.,S.159.

(35) E.Weber,a.a.0.,S.176-S.177.

(36) E.Weber,a.a.0.,S.177.

(37) E.Weber,a.a.0.,S.219.

(38) E.Weber,a.a.0.,S.219.

(39) E.Weber,a.a.0.,S.219-S.220.

(40) E.Weber,a.a.0.,S.222.

(41) E.Weber,a.a.0.,S.224-S.226.

(42) E.Weber,a.a.0.,S.226-S.230.

- (43) E.Weber,a.a. 0.,S.230—S.234.
- (44) E.Weber,a.a. 0.,S.236.
- (45) E.Weber,a.a. 0.,S.237.
- (46) E.Weber,a.a. 0.,S.238—S.239.
- (47) E.Weber,a.a. 0.,S.239.
- (48) E.Weber,a.a. 0.,S.240.
- (49) E.Weber,a.a. 0.,S.243.
- (50) E.Weber,a.a. 0.,S.244—S.245.
- (51) E.Weber,a.a. 0.,S.245.
- (52) E.Weber,a.a. 0.,S.246.
- (53) E.Weber,a.a. 0.,S.1—S.6.

本文に関連する規定（該当箇所のみ）を掲げておくことにする。なお、訳出は専ら次の文献による。

- ①（1965年西ドイツ株式会社法）慶応義塾大学商法研究会訳、『西独株式会社法』,昭和57年,慶応通信。
- ②（1985年西ドイツ商法）黒田全紀編著、『解説 西ドイツ新会計制度—規則と実務—』,昭和62年,同文館。
- ③（1978年 EC 会社法に関する第四指令）山口幸五郎編、『EC 会社法指令』,昭和59年,同文館。

[資料1] 1965年 西ドイツ株式会社法

第151条 年度貸借対照表の項目区分

- (1) 年度貸借対照表には、その営業部門がこれと同等の価値のあることを要する別異の項目区分を必要としないときは、次の項目が区別して示されなければならない、ただし、これ以上の項目区分をすることは妨げない：

積極側には：

II. 固定資産

B. 財務固定資産

- 1. 資本参加；
- 2. 固定資産たる有価証券であって第1号に属さないもの；
- 3. 少なくとも4年の措置期間をもつ貸付；

そのうち土地担保権により担保されているもの：

資本参加について正規の貸借対照表作成の諸原則

[資料2] 1965年 西ドイツ株式法

第152条 年度貸借対照表の各項目についての規定

：

- (2)資本会社への持分であって、その券面額が全部でその会社の公称資本の4分の1に達するもの、ならびに鉱山法上の鉱山組合の持分であってその数が全部でこの鉱山組合の鉱山持分の4分の1に達するものは、疑わしいときには資本参加とみなされる。

[資料3] 1965年 西ドイツ株式法

第160条 営業報告書の内容

：

- 11 第20条第1項または第4項より会社に通知された会社への資本参加の存在；その際には、その資本参加が何人に所属するかおよびそれが会社の総株式の4分の1を超過するか否かまたは多数参加（第16条第1項）であるか否かが記載されなければならない。

[資料4] 1985年 西ドイツ商法

第285条 その他の義務的記載事項

：

- 11 資本会社又は資本会社の計算において行動する者がその持分の5分の1以上を所有するその他の企業の名称及び住所、そのほか、年度決算書が存在する直近営業年度につき当該他企業の資本金に対する持分の比率、自己資本及び損益を記載しなければならない、持分の算定には株式法第16条第2項及び第4項を準用しなければならない。

[資料5] 1978年 EC会社法に関する第四指令

第九条 (勘定式の貸借対照表・資産の部と負債の部)

資産の部

C. 固定資産

：

III, 財務固定資産

- 1, 結合企業における持分
- 2, 結合企業に対する貸付
- 3, 資本的参加関係
- 4, 会社が資本的参加関係にある企業に対する貸付
- 5, 固定資産の性格を有する有価証券
- 6, その他の貸付
7. 国家法制が貸借対照表に掲記することを認める範囲内の自己株式または自己持分(その券面額、または額面のない場合にはその算定額の表示をもってする。)

D, 流動資産

：

III, 有価証券

1, 結合企業における持分

2, 国家法制が貸借対照表に掲記することを認める範囲内の自己株式または自己持分
(その券面額, または額面のない場合にはその算定額の表示をもってする。)

3, その他の有価証券

[資料 6] 1978年 EC 会社法に関する第四指令

第十七条 (資本的参加関係の意義)

本指令にいう資本的参加関係とは、証券により表章されていると否とを問わず、他の企業の資本における持分であって、右他企業との間に持続的結合関係を創設することにより、当該会社の活動に寄与せしめることを目的とするものをいう。他の会社の資本を一部保有する場合において、加盟国が二〇パーセント以内を基準として定める比率を超えるとときは、資本的参加関係にあるものと推定する。

[資料 7] 1978年 EC 会社法に関する第四指令

第四三条 (附属明細書の記載事項)

一 附属明細書には、本指令の他の規定が定める記載事項以外に、少なくとも次の事項について開示をしなければならない。すなわち、

：

2 二〇パーセント以内を基準として加盟国の定める比率を超える資本につき、これを当該会社が自己の名義または計算において保有する関連企業の名称と住所。併せて、決算の確定した関連企業の資本に対する持分の比率並びに当該関連企業の自己資本の額およびその最終営業年度における損益の額をも記載すること。右の開示事項は、第二条 [年次計算書類の作成] 第三項の目的に徴して無視し得るものである場合には、これを省略することを妨げない。自己資本および損益に関する右の記載は、貸借対照表を公示しない関連企業の資本につき当該会社がその資本の五〇パーセント未満のみ直接間接に保有している場合にも、同様にこれを省略することを得る。

[資料 8] 1978年 EC 会社法に関する第四指令

第五九条 (結合企業の資本に対する持分の評価)

将来における調整まで、次の要件をみたす場合には、加盟国は、結合企業の資本に対する持分について、これを持分法により評価する旨を許可することを得る。すなわち、

a この評価方法を適用する旨を、当該持分を有する会社の年次計算書類附属明細書に記載すること。

資本参加について正規の貸借対照表作成の諸原則

- b 当該持分の取得価額とその持分が表章する資本部分—当該結合企業の準備金，損益並びに繰越損益を含む—との持分取得時における差額を，持分を有する会社の貸借対照表または年次計算書類附属明細書に区分して記載すること。